

内部規程と遵守基準を比較？

1. 実は私もやっていた

当事務所サイトの<サービス一覧>頁に私は次のように書きました。

【「輸出者等遵守基準」対応サポート】

・「輸出者等遵守基準」とは

「業として（＝単発でなく反復・継続的に）」輸出を行う者すべてに、「せめてこれぐらいの社内管理はしなさい」と義務づけられた基準です。

内容は、①リスト規制該非確認責任者・輸出業務統括責任者の選任、②規制該当品の取扱がある場合には、より細かい9項目の管理体制を要求しています。（但し「細かい」といっても特別一般包括許可申請時に要求される内部規程よりは緩やか。言い換えると、「内部規程」を持っている企業は、「遵守基準」クリア済ということです）

具体的には下表のとおりです。

（紫フォント部分が、内部規程でのみ要求される項目。難度の順位が

内部規程 > 該当品ありの場合の遵守基準 > 該当品なしの場合の遵守基準であることが見て取れます）

【規制該当品扱う場合の追加遵守基準】	【内部規程の要求事項】
	子会社・関連会社の指導
・法令違反時の対応	同左
・規制該当品輸出の文書保管	左記に加え非該当品輸出も文書保管
・輸出関係者の研修	同左
・定期監査	同左
・規制該当品輸出時の出荷管理	左記に加え非該当品も出荷管理
・規制該当品輸出時の用途審査	左記に加え非該当品でも審査・顧客審査も審査
・該非確認手続制定	同左
・関係部署間関係(分担・責任)を規定	同左
・代表権者が統括責任者	同左
【「業として輸出を行う者」全体に共通の要求事項】	
・該非確認責任者の選任 ・輸出関係者に法令遵守の指導	

内部規程と遵守基準を並べて論ずるとするのは（「特別一般包括許可申請時に要求される」という修飾語があるから多少マシとはいえ）頭の悪い書き方でした。

それは両者を比較するなど「そもそも論理的に不可能」だからです。またそのような扱いは「実際面でも誤解と不便をもたらす」ことにも気づきました。

2. 「論理的に不可能」とはどういうことか

そもそも「遵守基準」とは何でしょうか。「輸出者等」が満足すべき「要求事項」です。では「内部規程」とは？ 組織として何らかの目的を実現するための手段であるところの「きまりごと」です。

つまり「要求事項」が目標、「内部規程」は手段という関係。

両者は「元々別種の概念」なのです。単位が違うのです。両者を比べたり、差を論ずるのは、「重さ」と「長さ」を比較するのと同じようなこと、すなわち「論理的に不可能」なことなのです。(佐藤ラスプーチン氏なら「擬似問題」と呼ぶでしょう)

3. 「実際面での誤解と不便」とはどういうことか

論理上の問題だけならまだしもでしたが、実際面でも弊害が生ずることをこれから説明致します。

3-1 「業界」でいう「内部規程」とは何を満足する手段か

御存知の通り、「業界」で「内部規程」が取り上げられるようになったのは、1994年に発出された「不拡散型輸出管理に対応した輸出関連法規の遵守に関する内部規程の策定又は見直しについて」という大臣通達が発端です。同通達で挙げられた9項目（ここでは「大臣通達9か条」と呼ぶ）は、「内部規程の届出」時の基本項目とされています。「内部規程の届出」が特別一般包括許可の申請要件であることも御存じの通りです。

つまり「業界」でいう「内部規程」とは、「大臣通達9か条実現の手段」なのです。

3-2 では「大臣通達9か条不対応の内部規程」はありうるか

それが普通名詞である限り、言い換えれば「業界」用のジャーゴンでない限り、そのような「内部規程」もあってよいはずですが。

もし普通名詞として使えないと、どうなるか考えてみましょう。

リスト規制該当品を扱う輸出者は、遵守基準省令二号の「基準」を満足する社内体制を整備する必要があります。仮にも会社組織ですから、体制整備に当たって「きまりごと」が作られない筈はない。ではそのような「きまりごと」をどう呼べばよいのか？ 「内部規程」と呼んではならないのでしょうか？（「内部規定」と1文字変えればいい、などという悪い冗談は不可）

元々「内部規程」とは **Internal Compliance Program**（略して **ICP** 又は **CP**）という普通名詞の訳語でした。当然、海外企業における ICP は、「大臣通達9か条」とは関係がない、その企業における「きまりごと」です。それを「ICP と呼ぶ」のは OK だが「内部規程と訳す」のを不可などという話、みなさんはまともだと思いますか？

かくのごとく「内部規程」を「大臣通達9か条」専用用語にしてしまうと、非常に言葉が使いにくくなり不自由なのです。

	要求事項・達成目標	実現手段	備考
海外	・各社各様	・ICP	「内部規程」と訳したいのだが…
国内	・大臣通達9か条	・「内部規程」	
	・遵守基準	・「きまりごと」	遵守基準向けの「きまりごと」も「内部の規程」の一種といえないか？

それだけでなく、「遵守基準を達成するために内部規程の整備は不要」⇔「きまりごと不要」などと錯覚するヤカラを生みかねません。次節では、その点を見ていきます。

3-3 一般包括許可の解説

最近、遺憾に感じたのは、(ホワイト国限定の)一般包括許可(「ホワイト包括」ともいう)に関する解説です。



たとえホワイト国向けでしか輸出がないにしても、包括許可を申請する以上は、リスト規制品の扱いが認識されているはずですから、遵守基準省令二号の「基準に対応した管理」をしなければなりません。当然、そのための「きまりごと」も必要ですが、「内部規程の整備は不要」などと書かれたら、「(きまりごと) 自体が不要」と誤解する企業が出て不思議ではありません。

また省令二号の基準を満たしていればそれでよいのか？ これも議論の余地があります。省令では文書保管を「努力義務項目」にしていますが、包括許可を利用して輸出する企業が「努力義務にすぎないからやっていなかった」でよいのでしょうか？ (包括許可の利用実績について適切性を問われたとき、どう対応するのでしょうか？)

たしかに包括許可取扱要領は、「内部規程の届出」を必須とはしていません。(該非確認責任者と統括責任者の登録のみでも可としている) しかしそれは、申請企業の管理体制が「届出」受理レベルまでは要求しない*ことを意味しているに過ぎません。たとえ「届出対応仕様のもの」でないと「きまりごと⇔内部規程」なしで済むものかどうか？

* 「届出」のためには自己管理チェックリストという（ちょっと）高いハードルがあります。内部規程を設け基本的に良好な管理をしている企業でも、このチェックリストを満足するレベルまでは至らぬケースも多いと思います。

つまり「届出」が不要だからといって内部規程を「整備不要」とまで言い切ってよいとは思えないのです。前頁の解説、非常にミスリーディングであると感じます。

CISTEC の第 22 回 Associate 試験（2012 年 7 月実施）でも、おそらくこれを受けて、下記の出題が行われています。当局のテキストにそう書いてあるからといって、「素直」に出題するとはまったく！ 出題者は、包括許可の申請手続きだけにとらわれ、教育的効果（本当にそんなことをさせてよいのか）を考えていなかったのでしょうか。まことに無定見で配慮に欠けたやり口であったと、敢えて申し上げたいと思います。

問題 9 平成 24 年 7 月 1 日から新たに設けられた一般包括許可は、電子申請を前提とし、ホワイト国向けに限定されているが、輸出管理内部規程の整備は不要とされている。（模範解答；○）

【解説】正解率は、約 24%。必ずしも輸出管理内部規程の整備する必要はない。輸出管理内部規程を整備していない場合は、輸出者等遵守基準を定める省令で定める該非確認責任者及び統括責任者を選定し、申請時に登録をすることでもよい。包括許可取扱要領 I 参照。

もう一度言いますが、それらの結果、「該非確認責任者と統括責任者を設定していればいいんだ」と誤解して、管理体制内実スカスカの企業が「ホワイト包括」を取得するような事態につながらぬことを祈るばかりです。

4. 提案事項 2つ

4-1 用語のフェーズを揃えましょう

(要求事項である)「遵守基準」に対応するのは「大臣通達 9 か条」(「内部規程」ではなく)です。明確化のため、「大臣通達 9 か条」という表現を有効活用してはどうでしょうか？(要するに「大臣通達 9 か条対応の内部規程」「遵守基準対応の内部規程」という呼び方をおすすめしたいわけです)

4-2 「内部規程」を普通名詞として使いましょう

3-2 の繰り返しになりますが「内部規程」は Internal Compliance Program (CP・ICP) から来ています。

世間一般、特に海外では、大臣通達のことなど意識せずに CP・ICP という言葉を使います。(たとえば「中国北方工業公司にも輸出管理の ICP があるそうだよ」という具合に)漢字を使って「内部規程」と書くときに限り、大臣通達 9 か条と不可分の業界用語として意識するというのは、不自然かつ不自由なことだと思います。

「普通の訳語」として、もっと自由に使うとわかりやすくなります。仕事もはかどることでしょう。

4-1 でも述べたように「遵守基準省令一号／二号対応の内部規程」とか「大臣通達 9 か条対応の内部規程」とか、あるいは「もっともっと上を目指した内部規程」とか。

まとめていうとこういうことです。

目標	要求事項・達成目標	実現手段	備考
特別一般包括を取得	・大臣通達 9 か条	・「9 か条」対応の内部規程	「9 か条」対応の規程は「届出」が可能
ホワイト包括を取得	・遵守基準 + α	・「遵守基準 + α 」対応の内部規程	包括許可の適正利用の為「+ α 」が必要になる
包括許可不要	・遵守基準	・「遵守基準」対応の内部規程	包括不要でも遵守基準への対応は必要なので、それなりの内部規程を。

思えば、世間で「内部規程」と「遵守基準」を並べて論じたり、「内部規程」を「大臣通達 9 か条」のみに結びつくかのように扱う人がいるからといって、私までそれに染まっていたのは、思考停止と言われてもやむをえない失態でした。

「過ちては則ち改むるに憚るなかれ」と申しますから、まずは当事務所サイトの記述を改めることに致します。